

## EU統合に伴う産業経済の構造的変化

### The Structural change of Industry and Economy by the Integration of EU

主任研究員：中村 徹（経営学部）

分担研究員：川口八洲雄、谷本谷一、山下 哲

各研究員が個別のテーマに基づき、研究を継続しているところであります。

谷本研究員は「EU 市場統合に伴う物流構造の変化」をテーマに研究を展開しています。EU は来年 10 ヶ国が加盟し、25 カ国になり、超広域連合地域になる。この広域の統一市場において、カボタージュの自由化により、トラック輸送が急伸し、対照的に、鉄道貨物輸送の低下が顕著となっている。トラック輸送に限れば、物流の質が問われる。なかでも、欧州の物流の拠点であるオランダおよびベルギーの伸長は著しい。その他、内陸水運、空運においても、市場がほぼ完全に自由化されている。これら域内市場の自由化に伴い、域内の物流活動が活性化され、その構造が道路輸送を中心に大きく変化している。今後は、EU 加盟を控える中東欧諸国の EU 市場への同化プロセスを現地での実態調査を踏まえ、考察を行う。

中村研究員は「運輸と経済」誌第 63 巻第 8 号(2003 年 8 月)に「EU 鉄道貨物政策の新たな制度展開」と題する論文を投稿し、掲載された。域内貨物輸送市場において持続可能なモビリティの実現が求められている中で、道路輸送にとって代わる代替輸送モードへのモデルシフトは喫緊の課題となっている。なかでも、山脈地帯を横断する長距離輸送は鉄道が競争力を有する市場として注目されている。なによりも、鉄道が道路輸送の受け皿になるには、荷主にとって魅力的な輸送モードになる必要がある。EU は 2001 年にインフラパッケージと称する政策パッケージを採択し、さらに 2002 年に「統合された欧州鉄道エリア」に向けた欧州鉄道の一層の展開に関する一連の政策パッケージである第 2 次パッケージを提案している。拙稿はこれら一連の政策パッケージの内容を詳細に検討し、今後の課題を明らかにした。今年度後半は、EU の鉄道自由化の潮流の中、近年のフランス国鉄の対応について考究する。

山下研究員は旧東ドイツ企業の欧州自由化市場への適応のプロセスを明らかにするために、現地調査および文献研究を精力的に行っている。本年は、旧東ドイツ領域での現地調査を行う予定であり、調査課題の整理を行っているところである。

川口研究員は EU の会計戦略、国際財務報告基準適用命令、ドイツの正規の会計の諸原則について、すでに研究を終え、今後、国際会計基準を考慮に入れた研究の展開を図ることになっている。EU と国際財務報告との相互依存関係の中からドイツ会計の進展を分析する必要が喫緊の課題として指摘されている。

## EU 統合に伴う産業経済の構造的変化

川口八洲雄（経営学部）

以下、分担研究課題について中間報告を行なう。研究をつうじて欧州連合と国際レベルでのドイツ会計の再編が明らかになった。1999年5月公表のEUに於る経済成長の促進と雇用創出のためのアクションプランすなわち2005年までに統合・資本市場を創設する計画は、資本市場の効率化、統合金融資本市場の実現、投資家のための会計と決算書及び比較可能性の改善、EU会計に残存する選択権の排除と国際財務報告書基準適用の義務化を目指している。このプランを会計領域から支える欧州委員会の2000年6月公表のEUの会計戦略：将来の対応は、連結決算書への国際財務報告基準適用命令（2002年6月成立）、個別決算書への国際会計基準（現国際財務報告基準）適用の構想の公表、EU会計指令第4号（個別決算）第7号（連結決算）の現代化の為の改正（2003年5月成立）を企画している。

かかるEUの会計戦略を推進した成果としてEUに於る国際財務報告基準の承認と認可手続制度が設立された。欧州財務報告助言グループ（European Financial Reporting Advisory Group）およびIFRS（国際財務報告基準）の承認機関としての会計規制委員会の設立である。

2005年よりEUは、国際財務報告基準の適用を加盟国に義務づけた。このEUの命令（Verordnung = Regulation）によりドイツ会計基準設定審議会は反応し、2002年10月に「正規の会計の諸原則」を「概念フレームワーク」として公表した。これは、会計の憲法に相当するものであり、国際財務報告基準ならびにアメリカ財務会計基準の概念ステートメント、概念フレームワークに接近したものである。

欧州会計とその有力な加盟国であるドイツ会計は、日米に対峙しうる資本市場の実現に向けて国際財務報告基準とその母体組織の国際会計基準審議会を支持する戦略である。ドイツ会計基準設定審議会が税法会計に対する商法会計の基準性の原則を廃止して、資本市場と投資家の為の会計制度を設立しようとする背景にEUの新しい会計戦略を看取しうる。

以上が中間報告の概要であるが、ほぼ分析を終えた領域は、EUの会計戦略、国際財務報告基準適用命令、ドイツの正規の会計の諸原則についてである。ドイツ会計は、欧州会計指令の枠組の中で会計基準設定を義務づけられており、今後の研究の視座に国際会計基準を含めなければならないと考えている。この意味において、欧州連合と国際財務報告基準との相互依存関係の中からドイツ会計の進展を分析する時代に入ったと考えてよいであろう。ともかく研究対象になる国際的な会計を巡る社会的、経済的諸現象の展開が速く、それだけに現象の分析の困難性は想像を超えている。これをもって中間報告とします。